

第4次 計画への意見

公益財団法人反差別・人権研究所みえ
松村元樹

26 ページ 第4章

1995 年施行以降、一度も改正されていない「市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」をブラッシュアップする必要があると考え、検討していく旨を記載することが必要です。

- 1) 条例が差別や人権侵害、人権問題の解決に有効機能してきたかどうかの検証
- 2) 国際条約等が次々と発行
- 3) 新たな国内法や県条例の施行や新・改訂方針や計画の策定
- 4) 差別や人権侵害の変容
- 5) 差別事象等における条例改正が必要な立法事実の蓄積 等

30 ページ④ 市職員・教職員研修

- 1) 人材育成基本方針を具体化するための、職員研修計画（仮称）の策定に向けた検討を行うことなどを位置づける必要があると思います。
- 2) 教職員を対象とした人権研修を充実する必要はないでしょうか。
- 3) 市民の人権講演会等への参加
 - ①克服すべき課題と目標：参加者が圧倒的に少ないため、増やすこと。
 - ②新計画への位置づけ：
 - ア 意識にポジティブな影響を与える教育や啓発
 - イ 参加者数増加システム
 - ウ 事業所への取組（ビジネスと人権等を踏まえて）（企業や法人、各種団体等）

32～33 ページ 相談体制の充実

- 1) 克服すべき課題と目標：人権侵害に関する相談が市等に届かない、泣き寝入り状態になっている現状を改善する。
- 2) ポイント：何故、市民は権利侵害を受けた際、開設されている相談窓口相談してこなかったのか。
- 3) 想定される理由：
 - ①人権侵害とは何かについての認識が不十分だったのでは？
 - ②どこにどのように相談すればいいのかわからなかったのでは？
 - ③相談した際、どのような流れで動いていくのかわからず、不安だったのでは？
 - ④相談した先で、本当に解決されるのかに不安を感じているのでは？
- 4) 新計画への位置づけ

- ①相談窓口の周知→33 ページの②
- ②人権相談のフローチャートの公表→なし 追加の必要はないでしょうか。
- ③解決に至った相談事例の公表→なし 追加の必要はないでしょうか。
- ④相談員によるアウトリーチ→かろうじて③ですが、明文化はされていません。
- ⑤新たに追加
 - ア 相談方法の追加（LINE相談など）
 - イ 人権侵害とは何かについての啓発→29 ページの人権啓発で実施

48 ページ①障害者の人権に関する啓発

- 1) 就学前の保護者への取組が必要です。

62 ページ 性的指向・性自認

- 1) 就学前からの取組が必要です。

差別事象に関する報告

- 1) 前回の審議会で報告された「同和地区の問い合わせ」事案の「差別性や問題点」を整理することが必要です。そして、どのような理由で、どのような根拠をもとに、差別事象として取り扱ったかなどを整理しておくことも必要です。

例えば、

- ①被差別部落の詮索は、法務省の依名通知、全国部落調査復刻版をめぐる裁判の東京高裁等でプライバシー侵害、名誉権侵害、差別をされない法的利益の侵害、平穏な生活を送ることができる法的利益の侵害とされており、本件問い合わせは、こうした権利侵害を伴いかねない部落差別である。
- ②土地に関わる情報は、そこに居住し、あるいはルーツのある人たちへとつながり、これについても法務省や東京高裁は、上記の権利侵害を伴う差別だと指摘しており、本件はこれに該当する。
- ③具体的な地名をあげている時点で、他でも地名を出して被差別部落を詮索してきた可能性があること。
- ④差別的な意図や悪意の有無に関わらず、本件問い合わせは上記の権利侵害を助長・誘発する結果を招く・招きかねない行為であること。

2) 今回の事案

- ①「差別と思われる不審な手紙」という表現でよろしいでしょうか。
- ②本件の差別性や問題点は何でしょうか。